

九州 IT 融合システム協議会

会 則

制定	平成 19 年 1 月 29 日
改定	平成 20 年 6 月 19 日
改定	平成 23 年 7 月 15 日
改定	平成 24 年 7 月 13 日
改定	平成 26 年 9 月 29 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 九州地域における IT 融合システムに係るネットワーク形成、人材育成、競争力・技術力の強化及び共同の販路開拓等を目的に、九州全域及び産学官が一体となった組織を構築し、IT 融合システムに関する組織・企業の連携、課題解決、情報発信力・競争力の強化を図り、新事業・新産業の創出等をもって九州経済の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は「九州 IT 融合システム協議会」（略称「ES-Kyushu」）と称する。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 九州地域における産学官が一体となったネットワークの形成
- (2) IT 融合システム関連の各機関等における情報交換と課題や戦略の検討
- (3) IT 融合システム関連企業が主体となった活動に対する支援
- (4) IT 融合システムに関する普及啓発や人材育成、情報発信
- (5) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な活動

(構 成)

第 4 条 本会は、主として九州地域において IT 融合システム開発を行う企業及び IT 融合技術を活用して製品製造を行う企業、並びに IT 融合システムに携わっている者で、本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

第 2 章 会 員 等

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員：本会の趣旨に賛同する法人、団体
- (2) 個人会員：本会の趣旨に賛同する個人

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 入会申込書については、書面のかわりに、電子的な手段を用いることができるものとする。

(会 費)

第7条 会費は徴収せず、本会が実施する個別事業毎に、参加者が応分の負担を行うものとする。

2 納入された負担金及びその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものと見なす。

(1) 団体会員として入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき

(2) 個人会員として入会した個人が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき

第3章 役 員 等

(役 員)

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(選 任)

第10条 役員は、総会において会員(法人又は団体のときは、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。

(任期等)

第11条 役員の任期は特に定めない。

2 総会時以外の役員選任(退任及び補欠の選任)については、会長の承認をもって行うことのできるものとし、次回の総会にて報告するものとする。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、総会の運営を中心とする会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは総会においてあらかじめ定める順序により、その職務を代行する。

4 役員は、無報酬とする。

(顧 問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の運営に関する事項について、会長の求めに応じて意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、特に定めない。

4 顧問は、無報酬とする。

第4章 会 議 等

(総 会)

第13条 総会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。

2 総会は、本会の運営に関する基本的事項について審議し、参加会員の過半数の議決により決定する。

3 会長は必要に応じ会員に書面または電子的手段により賛否を求め、総会の議決に変え

ることが出来る。

(幹事会)

第14条 本会には幹事会を置く。

(1) 幹事会は、必要に応じ部会等を設けることができる。

(2) 幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

2 幹事会は、本会の活動計画等を審議し、その円滑な遂行を図る。

(事務局)

第15条 本会の事務局を、公益財団法人九州先端科学技術研究所に置く。

第5章 資産及び事業

(資産の構成)

第16条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 事業に伴う収入

(2) 寄附金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第17条 本会の資産は事務局が管理し、その管理方法は幹事会の助言を得て会長がこれを定める。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 会則の改定、解散等

(会則の改定)

第19条 本会則は、総会の議決を得なければ、改定することができない。

(解散)

第20条 本会は、総会の議決を持って、解散することができる。

第7章 補 足

(その他)

第21条 本会則に定めるもののほか、本会に必要な事項は総会の議決を得て会長がこれを定める。

第22条 本会の目的、事業活動、組織等については、約3年を目途に見直し検討を行う。

附 則

- 1 本会則は、平成19年11月29日から施行する。
- 2 本会則は、平成20年 6月19日から施行する。
- 3 本会則は、平成23年 7月15日から施行する。
- 4 本会則は、平成24年 7月13日から施行する。
- 6 本会則は、平成26年 9月29日から施行する。